

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告します。

平成30年3月1日

奈良県立万葉文化館館長 稲村 和子



第1 業務の概要

1 業務名

奈良県立万葉文化館ミュージアムショップ商品代金に係るクレジットカード決済対応業務

2 業務内容

説明書及び仕様書によります。

3 契約期間

契約締結日から平成33年（西暦2021年）3月31日まで

ただし、各年度における予算措置を講ずることができなかった場合は、契約を締結しないこととします。

4 履行場所

奈良県高市郡明日香村飛鳥10番地 奈良県立万葉文化館

第2 応募資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- 3 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- 4 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- 5 過去5年以内にクレジットカードによる決済業務の実績があること。
- 6 本社、支社、営業所等いずれかの所在地が奈良県内であること。
- 7 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- 8 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- 9 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- 10 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- 11 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。

12 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

第3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- 1 第2の応募資格に定めた資格が備わっていないとき。
- 2 複数の企画提案書等を提出したとき。
- 3 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- 4 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- 5 企画提案書等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- 6 そのほか不正な行為があったとき。

第4 参加申込・期間等

参加にあたっては、申込書を提出してください。

※様式は万葉文化館ホームページよりダウンロードできます。

1 参加申込書提出先

〒634-0103 奈良県高市郡明日香村飛鳥10番地

奈良県立万葉文化館 総務課

(電話番号) 0744-54-1850

(FAX番号) 0744-54-1852

(電子メール) soumu@manyo.jp

(ホームページ) <http://www.manyo.jp/>

2 参加申込書受付期間

平成30年3月1日(木)から平成30年3月7日(水)まで
午前10時から午後5時30分まで(持参のみ)

3 募集説明会は行いません。

4 企画提案書の提出期限

平成30年3月20日(火) 午後5時30分まで(持参のみ)

第5 決定方法

本説明書及び仕様書に基づき提出された企画提案書等について、「奈良県立万葉文化館ミュージアムショップ商品代金に係るクレジットカード決済対応業務受託者選定審査委員会」が、書類審査により受託者を選定します。

第6 その他

1 プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 その他

詳細は、説明書及び仕様書によります。